

精神医療審査会の機能強化（増設等）について

【審査会】：精神保健福祉法第12条により、都道府県と政令指定都市に設置される機関。精神科医療における強制入院の適否を審査し、入院患者等の人権を擁護すると共に、精神科医療の適正を確保するもの。

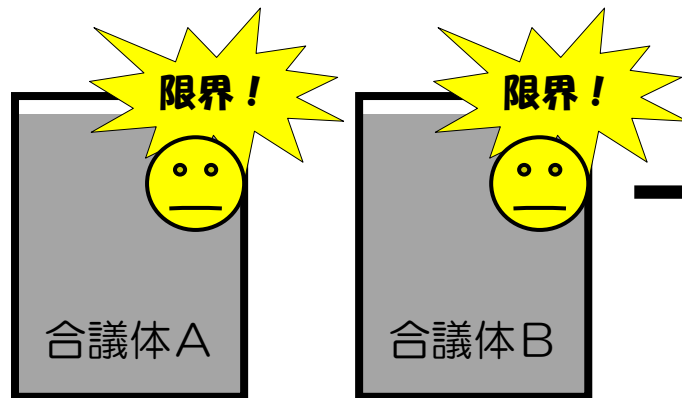
①書類審査

強制入院実施時に精神科病院から提出される書類等の審査。

②退院等請求審査

入院者からの請求を受け、面接等を行い、強制入院の必要性や適正性を審査。

現在の堺市精神医療審査会



- ◎現在、審査会の実働単位である「合議体」は2つあるが、事務量が飽和しつつある（限界を超えそう!）。このままでは、来年度には人権侵害に対する審査に遅延が生じる等の重大な支障が生じることが見込まれた。
- ◎今般、精神保健福祉法が改正され、精神医療審査会に係る事務量の大幅な増加が見込まれた。

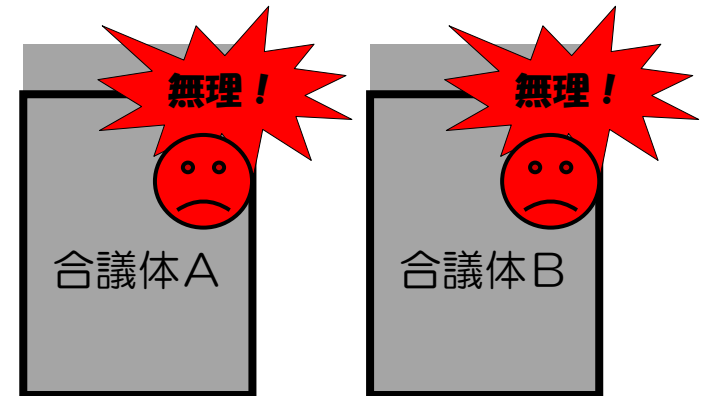
⇒**機能強化（合議体増設）が必要!!**

機能強化
無し

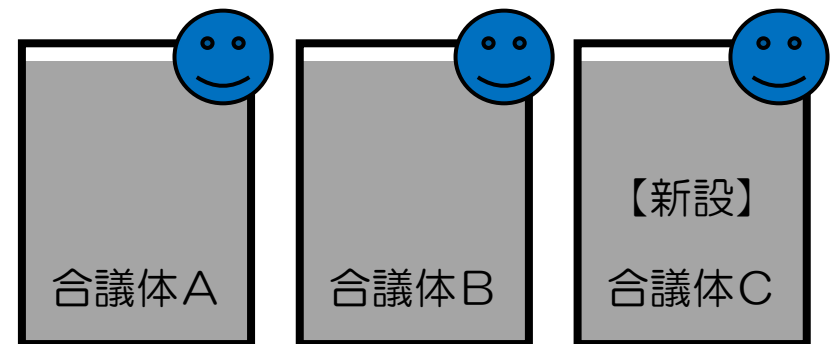
法改正!

機能強化
有り

H26の堺市精神医療審査会



- ◎事務量増加に耐えきれず（限界を超えてしまい）、審査の遅延等が生じる。
- ⇒**精神科医療における人権擁護機能の不全!!**
- ⇒**ひいては、精神科医療の信頼性や質の低下!!**
- （こころの健康に関するリスク増大）



- ◎事務量増加に対応し、速やかな審査に資する。
- ⇒**精神科医療における適切な人権擁護機能の発揮!!**
- ⇒**ひいては、精神科医療の信頼性や質の向上!!**
- （こころの健康に関するリスク減少）

精神医療審査会の機能強化（増設等）について

審査会の現状、機能強化の必要性と効果

①現状においてすら十分に機能しているとは言い難い点がある

例：退院等請求審査について、国の基準で求められている「30日以内の審査」の慢性的な超過。

②今年度に事務量が飽和することが見込まれている

例：書類審査について、審査可能件数である3600件に平成25年度で到達し、平成26年度で超過。

※1回の合議体で100～150件程度の審査が可能。

堺市では2合議体で計24回開催であるため、最大3600件程度の審査が可能。

審査件数は毎年平均して150件程度増加しており、平成24年度は3426件。

以上より、平成25年度で概ね3600件、平成26年度には3750件程度の見込み。

③法改正によって更なる事務量の増加が見込まれる

例：退院等請求審査について、これまで請求権者が入院者本人と保護者（1名）に限定されていたが、法改正により、入院者、配偶者、親権者、扶養義務者、成年後見人等に拡大（審査件数の増加見込み）。

機能強化の具体策

①合議体の1増設

2ある合議体を3に増設し、審査能力を強化する。


※まずは最小限の増設に留め、現状の問題と法改正に対応しつつ、法施行後の状況を見定める。

②専門職の非常勤職員（精神保健福祉士）の1増員

①に伴う事務量増加に対応するため、非常勤の精神保健福祉士を1人増員し、事務局機能を強化する。

※まずは最小限の増員に留め、現状の問題と法改正に対応しつつ、法施行後の状況を見定める。

※事務局業務は、精神保健福祉法や精神障害者支援に関する高度な専門性と継続性が必要で、非専門職では代替できない。

- 
- ★精神障害のある方の権利擁護に繋がる。
 - ★質の良い精神科医療の確保等に繋がり、ひいては市民全体のこころの健康の向上に繋がる。